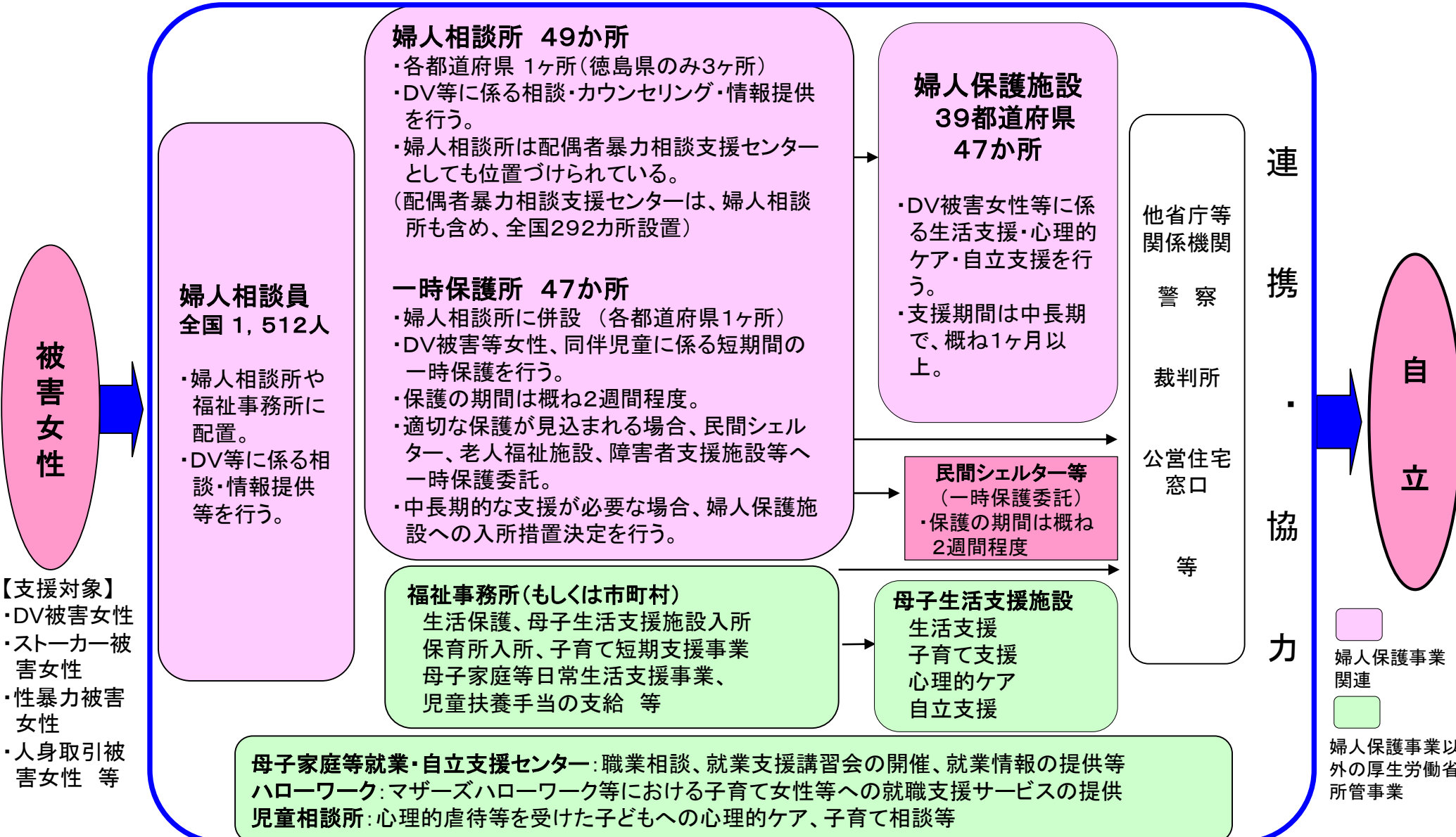


婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせる被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



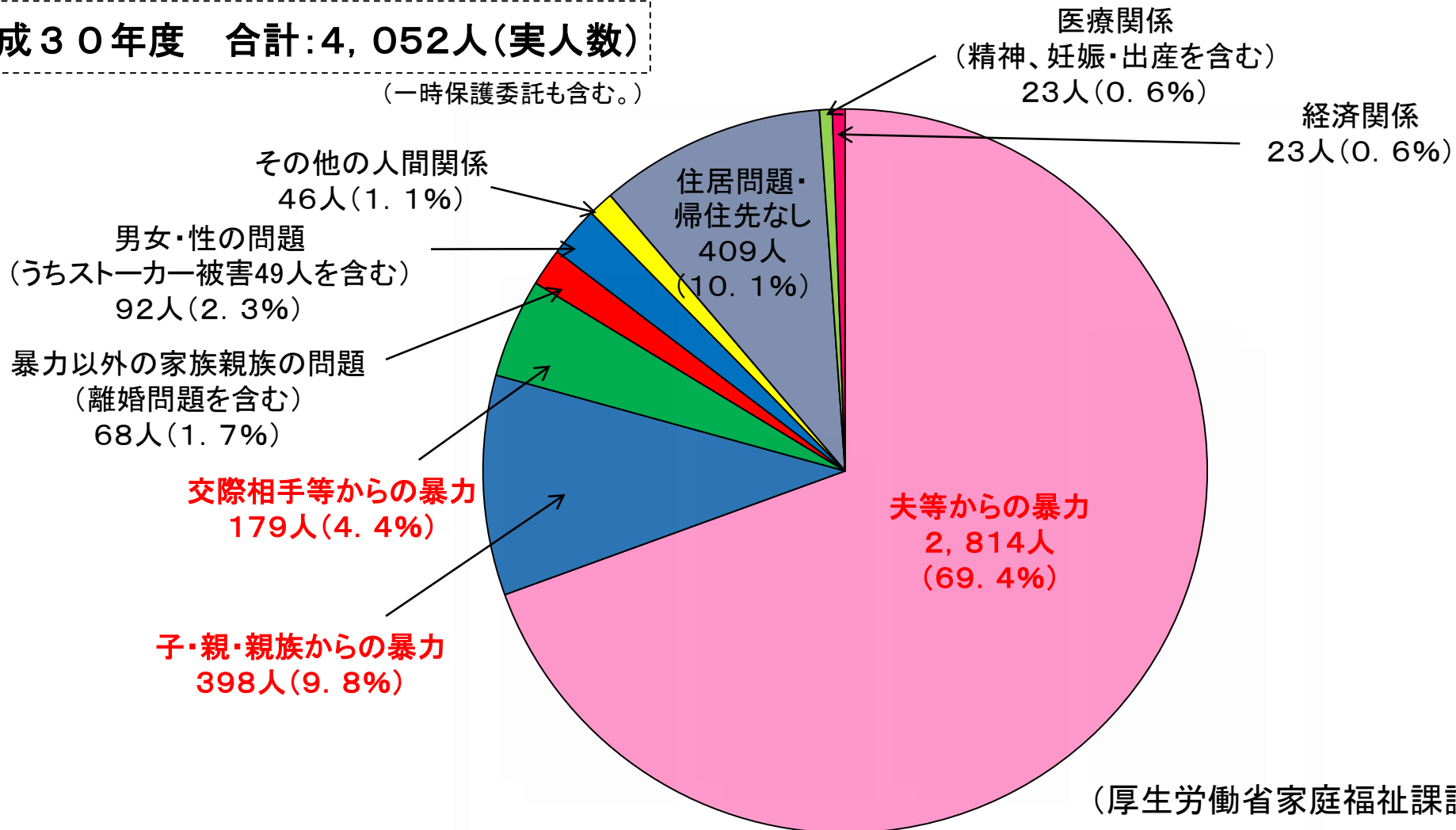
(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成31年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数 は令和2年4月1日現在

婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の69.4%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.7%を暴力被害が占めている。

平成30年度 合計:4,052人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

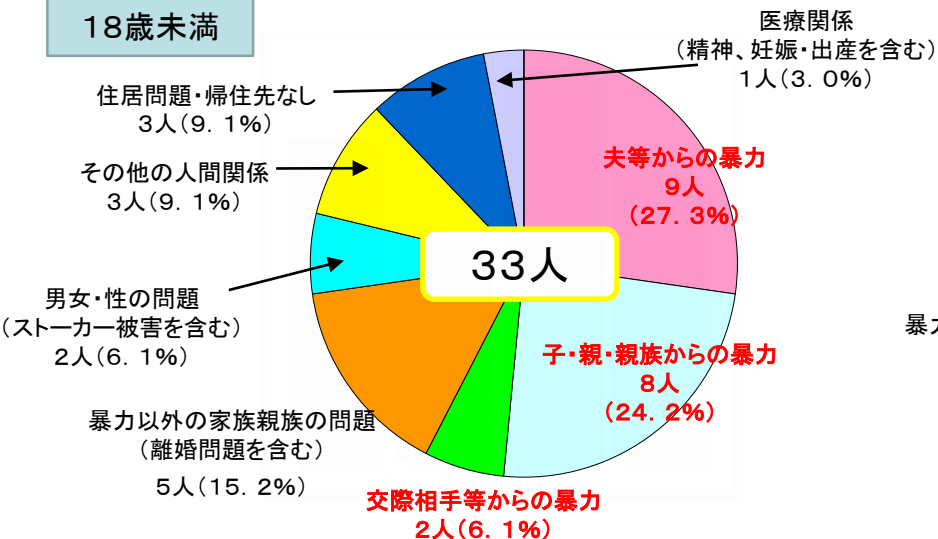


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

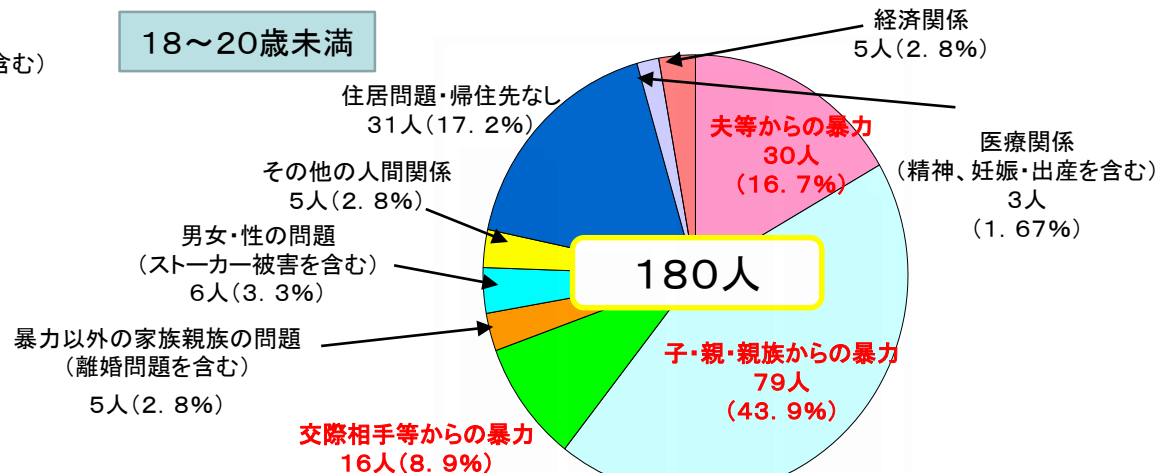
婦人相談所における一時保護の理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.8%。保護理由では、夫等からの暴力27.3%、子・親・親族からの暴力24.2%の順で多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の4.4%。保護理由では、子・親・親族からの暴力43.9%、住居問題・帰宅先なし17.2%の順で多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の54.3%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力74.6%、住居問題・帰宅先なし9.0%の順で多い。
- 40歳以上は、全体の40.4%。保護理由では、夫等からの暴力59.3%、子・親・親族からの暴力11.1%の順で多い。

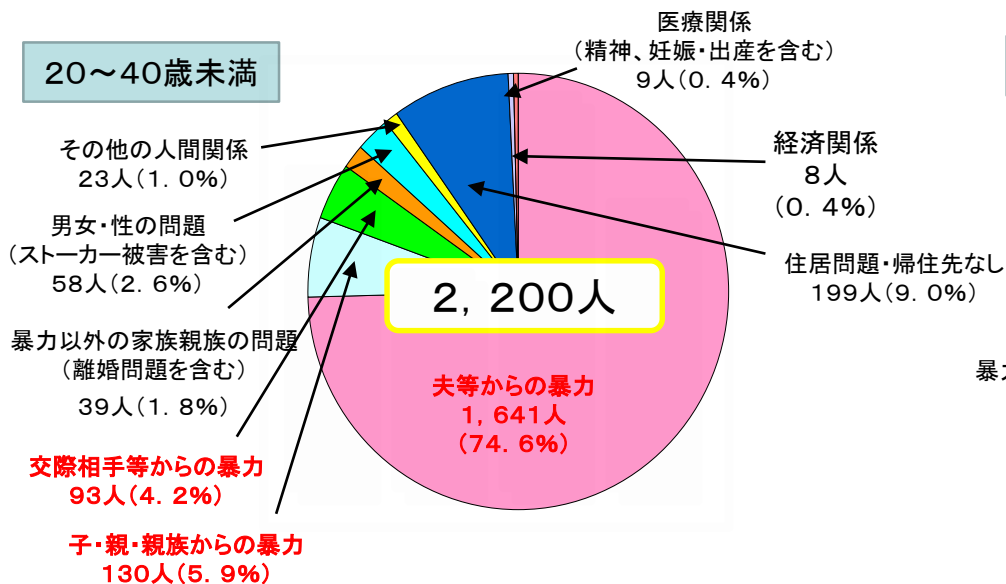
18歳未満



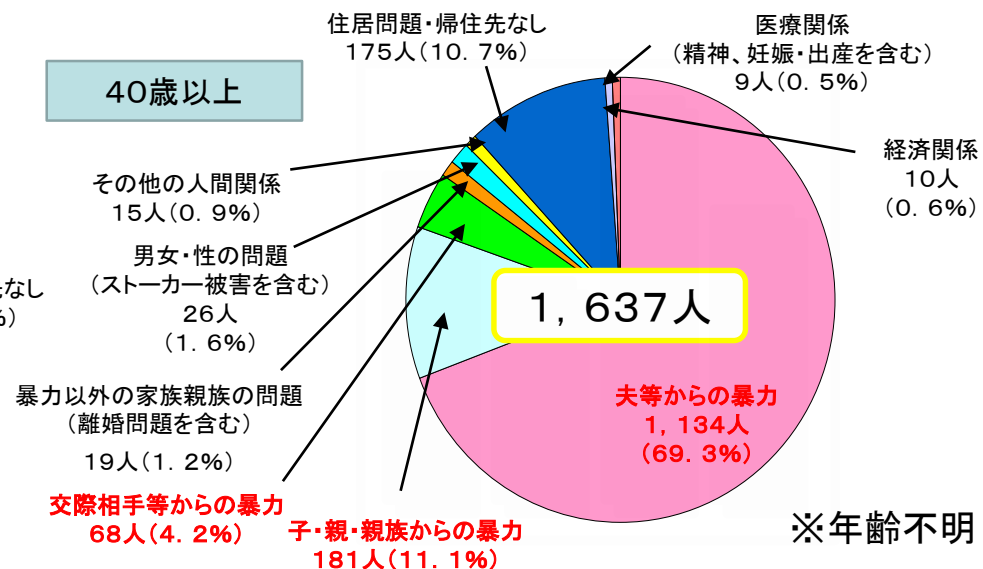
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上

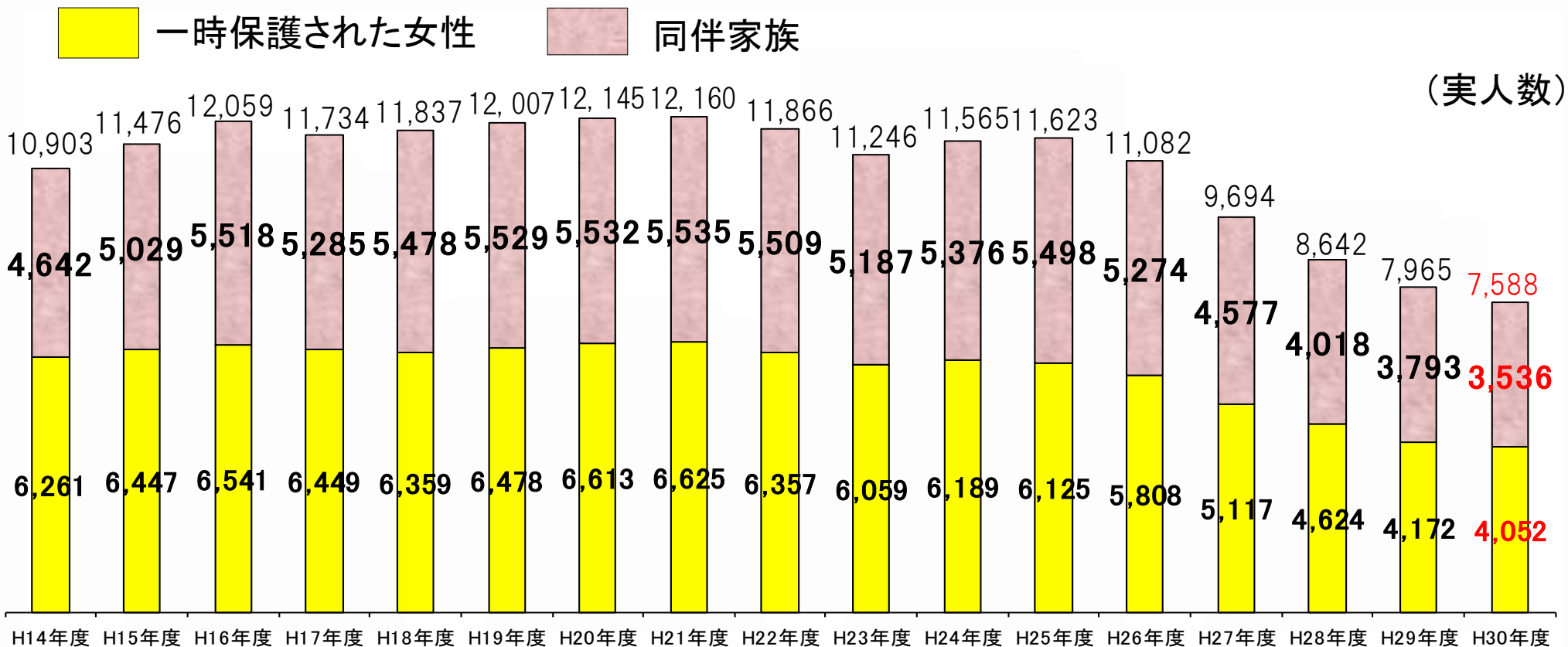


※年齢不明:2人

婦人相談所による一時保護者数の推移

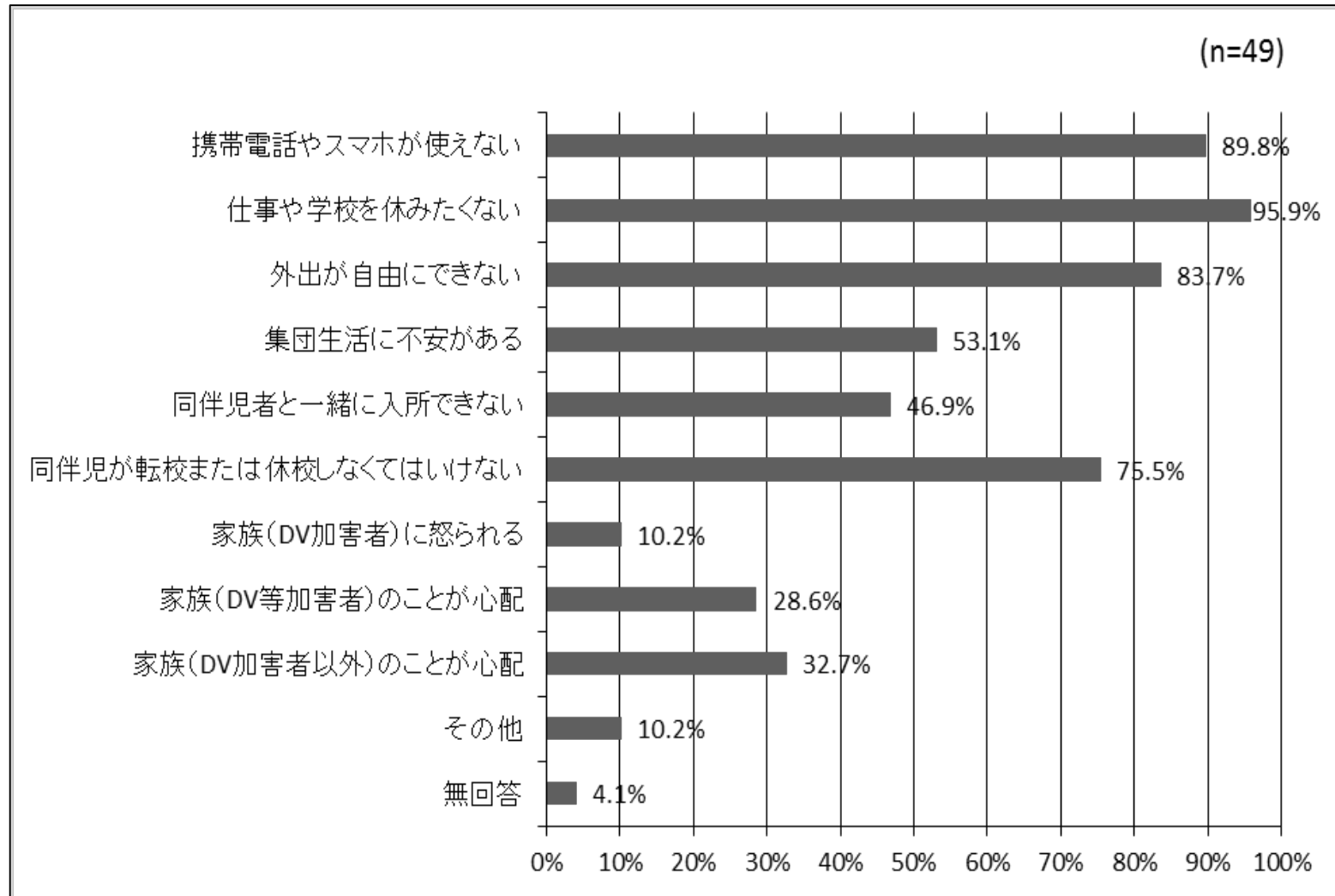
○婦人相談所により一時保護された女性は4,052人。同伴家族の数が3,536人で、合計7,588人となっている。(一時保護委託を含む。)

○一時保護の人数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。



一時保護の同意が得られないケース

【複数回答】



(出典)「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」(平成29年度先駆的ケア策定・検証調査事業)

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について

【趣 旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

1. 検討会開催経過

- 第1回（平成30年7月30日）
 - ・座長の選任について
 - ・今後の進め方について
- 第5回（平成30年11月26日）
 - ・中間的な論点の整理（今後議論する論点について）
 - ※「通知改正や予算の要求を通じて対応可能な事項は、厚生労働省において、先んじての対応を行うことを検討すべきである。」とされている。
- 第6回（平成31年2月27日）
 - ・運用面等における改善事項について検討開始
- 第7回（令和元年5月28日）
 - ・運用面における改善事項のとりまとめ
- 第8回（令和元年8月30日）
 - ・これまでの議論の整理（たたき台）
- 第9回（令和元年10月4日）
 - ・中間まとめについて

2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

大谷 恭子	弁護士（アリエ法律事務所）
戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
加茂 登志子	若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット理事
○新保 美香	明治学院大学社会学部教授
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは所長
橘 ジュン	NPO法人BONDプロジェクト代表
田中 由美	大阪府福祉部子ども室家庭支援課長
仁藤 夢乃	一般社団法人Colabo代表
野坂 洋子	昭和女子大学人間社会学部助教
◎堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部教授
松岡 康弘	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
三木 明香	婦人相談所長全国連絡会議会長
村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト理事
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ＜概要＞

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

婦人保護事業の運用面における見直し方針について

(令和元年6月21日 厚生労働省子ども家庭局)

1 他法他施策優先の取扱いの見直し

- 婦人保護事業の対象となる女性の範囲については、平成14年 の局長通知（※）で示しているが、このうち、「家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者」については、「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」としている。この結果、婦人相談所や婦人保護施設等において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設による支援に結びつかないといった実態がある。

このため、通知改正を行い、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、関係機関との十分な連携・調整の上で、必要な他法他施策も活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるようにする。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(平成14年雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知)

2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用

①一時保護委託の対象拡大等

- 婦人相談所が行う一時保護については、一定の要件に該当する者について適切な保護が見込まれる場合には一時保護の委託が可能であり、保護が必要な若年被害女性などへの本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、民間支援団体に対する一時保護委託の積極的な活用が図られるよう周知徹底する。

また、定員を超えた場合のみ一時保護委託が可能である対象者についても、本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう対象者の拡大を図り、より適切な支援が行えるようにする。

- 一時保護委託の対象者の拡大に当たっては、一時保護を委託された施設が、必要に応じて婦人相談所の医学的 又は心理学的専門機能を活用することができるようになるとともに、入所者の処遇等について、婦人相談所と一時保護を委託された施設との間でケース会議を開催するなど緊密な連携が図られるよう周知徹底する。

②一時保護委託契約施設における一時保護開始手続きの再周知

- 被害者が一時保護委託契約施設に、直接一時保護を求めた場合に、婦人相談所への来所を求めている実態があるが、この場合、当該施設において、速やかに被害者の安全を確保したうえで、婦人相談所が一時保護の要否の判断等を行うこととしていることについて改めて周知し、被害者の負担軽減が図られるよう徹底する。

3 婦人保護施設の周知・理解、利用促進

- 様々な困難を抱える女性への支援を担う婦人保護施設の役割及び支援の内容についての理解の促進を図るため、厚生労働省ホームページやソーシャルメディアにおいて婦人保護施設の機能や取組等に関する情報提供を行うなどにより、市区町村の相談機関等をはじめ、一層の周知に取り組む。
さらに、婦人保護施設の利用に当たっての分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広げる。
また、婦人保護施設での支援や生活を入所前にイメージが持てるような方法等について検討する。
- 民間シェルター等の一時保護委託先からの婦人保護施設への直接入所措置について、柔軟な運用を促す。
- 支援を必要とする若年妊婦等について、婦人相談所や児童相談所に対し、婦人保護施設への一時保護委託の積極的な活用を促す。

4 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し

- 携帯電話等の通信機器については、位置検索機能やSNSによる情報発信機能等により、DVやストーカー等の加害者が、被害者の居場所を特定し追跡することから、利用について一律に制限されていることがある。一方で、被害女性の自立に向けた求職活動や、学校・職場への復帰に際しての連絡等においては、携帯電話等の通信機器の使用が必要であることから、携帯電話等の通信機器の取扱い等に関する調査研究を実施した上で、安全性も考慮した新たな運用方法について検討し、一律に制限される取扱いを見直す。
- また、外出規制などの集団生活上の制限についても、その実態を把握の上、合理性、妥当性の観点から、留意点を整理する。

5 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

- 全国知事会の下、都道府県間で申合せがなされている、配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携を実効性のあるものとなるよう推進する。また、若年女性からの相談等に対応して多様な支援を行う民間支援団体が、当該若年女性が居住する地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、当事者本位の視点から、婦人相談所等と民間支援団体との情報の共有等による広域的な連携や必要な支援のあり方について、「若年被害女性等支援モデル事業」の実施状況も踏まえ検討する。

6 SNSを活用した相談体制の充実

- 若年層のコミュニケーション手段の中心となっているSNSを活用した相談体制を導入することにより、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の安全な開設、人材育成及び運用方法、若年層特有の課題やその背景についての十分な理解を前提とした相談後の関係機関との連携等について調査研究を実施し、相談体制の充実に努める。

7 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充

- 一時保護退所後の支援の充実を図るとともに、保護命令期間経過後の支援の実態について把握し、必要な支援方策について検討する。
- また、婦人保護施設等退所後のアフターケアや、入所中の心身の健康の回復及び自立の促進を図るため、現在行っている「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「地域生活移行支援事業」等の更なる充実や民間支援団体を活用した事業の委託などについて検討する。

8 児童相談所との連携強化等

① DV対応と児童虐待対応との連携強化、体制強化

- 第198回国会（通常国会）に提出した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」には、婦人相談所、婦人相談員は児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所等はDV被害者の適切な保護について協力するよう努めることとするなど、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化の規定を盛り込んでいる。これを踏まえ、婦人相談員等の要保護児童対策地域協議会への積極的な参加について、地方自治体に協力を求める。
- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置するほか、同伴児童も含めて適切な環境において保護することができるよう、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を進めるとともに、専門職の配置基準や基準単価の見直し等について検討する。また、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を促進し、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、ガイドラインを策定する。

② 婦人相談員の処遇について

- 婦人相談員の処遇については、平成29年度及び平成30年度に実施した手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について検討する。併せて、研修の充実等による専門性の向上を図る

9 婦人保護事業実施要領の見直し

- 当面の対応として、売春防止法等の規定に基づく用語を除き、支援の実態にそぐわない用語や表現について、検討会での議論を踏まえた適正化のための整理を行う。

10 母子生活支援施設の活用促進

- 配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童について、母子生活支援施設による支援が適当な場合は、婦人相談所長は、売春防止法第36条の2の規定により、児童福祉法に基づく母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならないことについて改めて周知する。
- また、妊婦については、婦人保護施設での対応のほか、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託を行い、出産後は、通常の入所に切り替えることが可能であることについても改めて周知し、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことを促すとともに、その状況について把握する。

なお、一定期間の養育ののち母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、必要に応じて婦人相談所及び児童相談所等の連携が図られるよう周知する。

DVや児童虐待の関係機関相互の連携体制の強化を図り、支援の充実に資することを目的として、が適切な連携を図るため、各機関の連携方法について事例収集、分析等を通じて、DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツール・ガイドラインを作成する。

〇アセスメントツール・ガイドライン概要

(1) 連携を判断するためのアセスメントツール

児童相談所は、児童虐待事案において、保護者へのDVが絡んでいるケースが多いことを念頭に、以下の項目を中心にアセスメントする必要がある。

<虐待被害児童の保護者へのDVチェックリスト>

DV加害的な面がある保護者の様子や状況例	✓
配偶者に対して一方的に自分の考え方を押しつける、支配的な態度や行動をしていることや、そうした支配的な関係性の問題を正当化する考え方をしている。	
以下はその具体的な行動的な特徴の例である。	
・ 配偶者に威嚇する行動がある	
・ 配偶者を殴る、ダメな人間だと思わせる	
・ 配偶者を友人や親せきを食わせないようにして孤立させる	
・ 配偶者の社会的活動を制限する	
・ 配偶者に対して極端な嫉妬心をもって、その行動を制限する	
・ 暴力や暴言を配偶者がやめてほしいと頼んでも、盛態なこととして取り合わない	
・ 配偶者を常夜や召使のように扱う	
・ 被害者の教育費のことを子どもの前で侮辱する	
・ 配偶者が誰がとも性的行動を強制する	
・ 家計についてお金がなくても責にやりくりを強要する	
DVと関連して、子どもに対して同様の行為による虐待を行っている場合もあるが、子どもに対してはこうした虐待行為が成立しないが、DVを行うことで子どもに被害を与えたり、母親における子どもの養育を困難にしたり家庭全体を不安定な状況にしていることについては、無視している場合がある。	
子どもに対しても、お土産を貰う等の関心を引く行為はある一方で、必要な養育については「子育ての責任は自分ではない」等とネグレクト状況である場合がある。また、体罰を用いたしつけを肯定する考えを持っている場合がある。	
DV被害を受けているとみられる保護者の心身の状況例(事案、またはその様子があがる場合)	✓
保護者(夫婦等)間の口論、言い争い、絶え間ない喧嘩がある	
身体にけがや痕、やけどの痕等がある	
パートナーから、怒鳴られる、「嫌なおかげで生活できるんだ」等となじられたりしている	
パートナーから、実家や友人と付き合うのを制限されている	
パートナーから、電話や手紙を細かくチェックされている	
携帯電話をパートナーに取り上げられたり盗まれたりしている	
パートナーに話しかけても無視されている	
パートナーから、バカにされたり、命令口調で話されたりしている	
パートナーの嫉妬を常に伺っている	
児童虐待の疑いが濃厚な事案で、パートナーを過度にかばう	
パートナーから、大切にしているものを壊されたり、捨てられたりしている	
パートナーから、「育児ができていない」「児童虐待している」等と非難されている	
パートナーが嫉妬をぶくると、服を脱ぎや、物を投げつけるふりをされ、脅かされている	
きょうだいは虐待の形跡がなく、片方の保護者が配偶者やパートナーに同調する(又は従う)様子がある	
子どもに安心感を抱けできなくなっており、親としての自信を失っている	
子どもたち全員、あるいは一部の子どもは身体を傷つける	
虐待者が自分の行動を正当化するための言い逃れやこじつけを正しいと信じている	
虐待者のやり方に子育ての仕方を含め、自分の方針を変える	
ものごとの処理能力が極端に落ちるか、ほとんど処理できなくなっている	
虐待者には、アルコールや薬物乱用等の可能性がある	
子どもたちのきずなが弱まっている	
トラウマや鬱の症状がある	
「何をやっても無駄だ」というような無力感がみられる	
自尊心の低下がみられる	

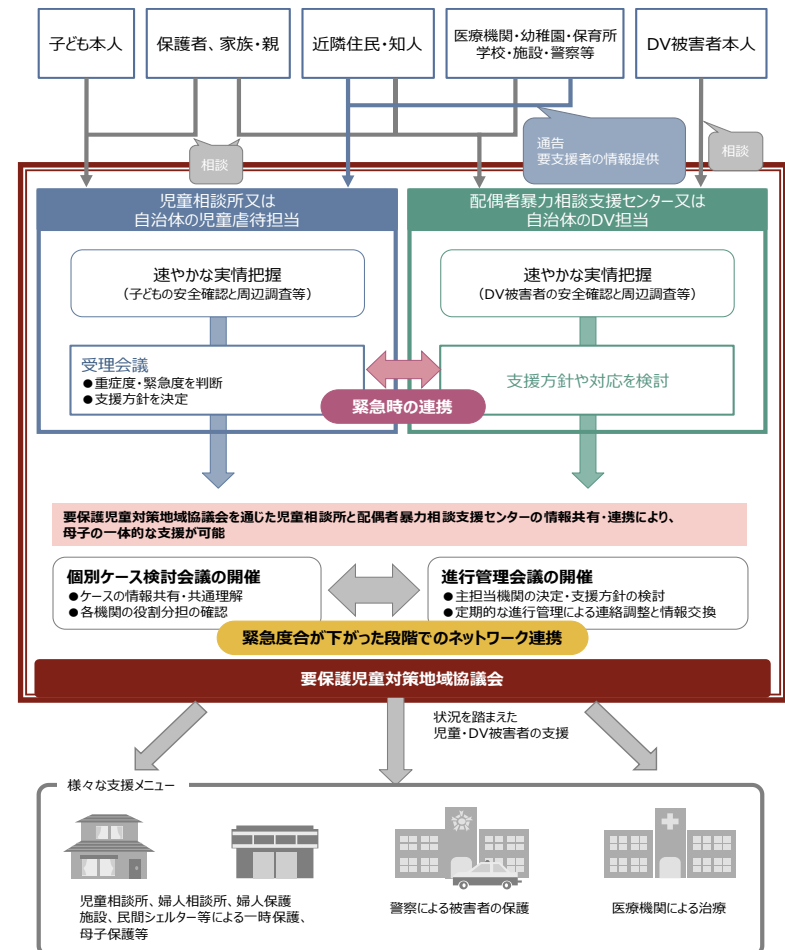
※アセスメントするうえでの留意点

- ・ 支配的な関係性が生じているか否かをみようとすること
- ・ 支配的な関係が生じているときには、家族内の情報を知るうえでの攻めの壁があることを念頭に評価・介入の方法を工夫
- ・ 被害者が援助者に困ったことを訴えられないようにする状況を作る
- ・ 子どもという被害者とDV被害親という2つの被害の評価と対応について調整する 等

(2) 連携におけるガイドライン

要保護児童対策地域協議会の枠組みを中心とした、児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターの連携の流れは以下のとおり。

<児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携フロー>



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和2年9月】

1. 検証対象

（1）死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例64例（73人）を対象とした。

区分	第16次報告			（参考）第15次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	51(22)	13(2)	64(24)	50(23)	8(0)	58(23)
人数	54(22)	19(3)	73(25)	52(23)	13(0)	65(23)

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数

（2）重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成30年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例7例（7人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第15次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)			第15次報告 (令和元年8月)		
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)			H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)			H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)			H29.4.1～ H30.3.31 (1年間)		
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65

2. 死亡事例（64例・73人）の分析

（1）心中以外の虐待死（51例・54人）各項目において人数・割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」…22例・22人（40.7%）
（0歳のうち月齢0か月児が7例・7人（31.8%））
- 主な虐待の類型 「ネグレクト」…25例・25人（46.3%）
「身体的虐待」…22例・23人（42.6%）
（「不明」…4例・6人（11.1%））
*第1次～第15次報告ではネグレクトよりも身体的虐待の人数・割合が多かったが、第16次報告ではネグレクトが身体的虐待の人数・割合を上回った。
- 直接の死因 「頭部外傷」…10例・10人（28.6%※）
- 主たる加害者 「実母」…24例・25人（46.3%）
「実父」…9例・9人（16.7%）
- 加害の動機 「保護を怠ったことによる死亡」…8例・8人（14.8%）
「しつけのつもり」…3例・3人（5.6%）
- 妊娠期・周産期における問題 「遺棄」…17例・19人（35.2%）
（複数回答）
「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…13例・13人（24.1%）
「妊婦健診未受診」…12例・12人（22.2%）
- 乳幼児健康診査の受診状況 「3～4か月児健診」の未受診者…4人（16.0%※）
「1歳6か月児健診」の未受診者…2人（12.5%※）
「3歳児健診」の未受診者…1人（10.0%※）
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等 「養育能力の低さ」…11例・11人（22.0%）
（複数回答）
「育児不安」…6例・6人（12.0%）
「うつ状態」…6例・7人（12.0%）
（「養育能力の低さ」とは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。）
- 関係機関の関与 児童相談所の関与がありが15例（29.4%）、市区町村（虐待対応担当部署）の関与がありが16例（31.4%）であった。
（重複あり）
児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方の関与がありが10例（19.6%）であった。
何らかの機関（児童相談所、市区町村、保健センター等）が関与していた事例は35例（68.6%）であった。
0か月児事例7例については関係機関の関与無しが6例（85.7%）、関与がありが1例（14.3%）であった。
- 要保護児童対策地域協議会 対象とされていた事例は9例（17.6%）であった。

(2) 心中による虐待死 (13例・19人) 各項目において人数・割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」…6例・6人(31.6%)
「6歳」「9歳」「10歳」…各2例・2人(10.5%)
- 直接の死因 「頸部絞扼による窒息」…3例・5人(29.4%※)
「溺水」…4例・5人(29.4%※)
「中毒(火災によるものを除く)」…2例・5人(29.4%※)
- 主たる加害者 「実母」…9例・13人(68.4%)
- 加害の動機(複数回答) 「保護者自身の精神疾患、精神不安」…6例・11人(57.9%)
「育児不安や育児負担感」…5例・7人(36.8%)
- 関係機関の関与(重複あり) 児童相談所の関与がありが1例(7.7%)、市区町村(虐待対応担当部署)の関与がありが2例(15.4%)であった。児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方の関与がありが1例(7.7%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会 対象とされていた事例はなかった。

3. 重症事例(7例・7人)の分析

- 重症となった子どもの年齢 「0歳」…4例・4人(月齢0か月、1か月、2か月、3か月児がそれぞれ1例・1人)
- 虐待の種類 「身体的虐待」…4例・4人
- 直接の受傷要因 「頭部外傷」…5例・5人
- 主たる加害者 「実母」…4例・4人、「実父」…3例・3人
- 関係機関の関与(重症の受傷以前) 児童相談所の関与事例はなく、市区町村(虐待対応担当部署)の関与がありが1例であった。
- 要保護児童対策地域協議会 受傷前に対象とされていた事例は1例・1人であった。
(特定妊婦が1例・1人)
- 重症となった受傷後の対応状況
 - ・重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は7例・7人全てであった。
 - ・このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が5例・5人と最も多かった。
 - ・医療機関に委託一時保護をした事例は4例・4人であった。
 - ・受傷後に要保護児童対策地域協議会の対象とされた事例は6例・6人であった。
 - ・平成30年9月1日時点で加害者と同居していない事例は5例・5人であった。
このうち、援助方針として「家族再統合」が3例・3人であった。
 - ・検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は2例・2人、第三者による検証を実施中の事例は1例・1人であった。

4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

（1）事例の概要

- 【事例1】きょうだいの虐待通告があった後に、養父が男児に身体的虐待を行い死亡させた事例
- 【事例2】要保護児童対策地域協議会の対象となっていた長男を、実父が自宅に放置し死亡させた事例
- 【事例3】きょうだいが措置入所している双子の兄に、実母が十分な栄養を与えず死亡させた事例
- 【事例4】母子生活支援施設において、実母が長女に身体的虐待を行い死亡させた事例

（2）各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

①家庭環境や保護者の特性を踏まえたアセスメント・支援（全事例）

- 家族形態の変化後は家族全体の相互作用の変化と、養育能力を確認しながら支援する
- 家族の状況は親族を含めた関係者からも情報を得て判断する
- 保護者に会えず親子の生活状況が判然としない場合は、リスクが高まっていると認識し、期間を決めた組織的対応を検討する
- 保護者理解のためには関係機関の情報を共有し、多角的な視点をもってアセスメントし支援につなげる
- 民間の支援事業も活用した保護者支援の取組を検討する

②関係機関間の連携の在り方と要保護児童対策地域協議会等の有効活用（事例1、2、3）

- 見守りは、誰が・何を・どのように見守り、関係機関に連絡を行う具体的な目安等を明確にしておく
- サポートによりリスクが軽減されている場合は、サポート実施機関の対応能力、サポートが途切れた場合の対応を事前に関係機関間で共有する
- 各関係機関の役割分担を明確にするため、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の活用や、有効な要保護児童対策地域協議会の在り方を検討する

③関係機関における虐待予防の視点をもった対応（事例1、2）

- 虐待を発見しやすい立場にある者に対しては、虐待対応能力の向上のための研修の充実が必要である
- 子どもに対応する機関は、子どものけがはリスクが高いと認識し、きょうだいも含めてけがが続く場合には、児童相談所や市区町村への通告等を検討する
- 子どもに対応する機関は、子どもがけが等をしている場合には、子ども自身から状況を聞くことを徹底する

④きょうだいに虐待が疑われている家庭への対応（事例1、3）

- けがの状態と保護者の説明が一致しない場合等、その他のきょうだいについてのリスクも含めた家族全体のアセスメント・評価を行う
- きょうだいに虐待の疑いが続く場合、リスクアセスメントシートの活用といった、客観的なアセスメントと評価を行う
- きょうだいへの虐待があることはリスクが高まる要因と認識し、支援の優先度をあげる対応を検討する

⑤特定妊婦の支援について（事例2、3、4）

- 特定妊婦の出産後の養育状況は、短期間で支援の要否を判断せず、継続的に具体的な対応を行い判断する
- 出産後の養育に困難が生じる可能性があることから、妊娠中から市区町村や関係機関と児童相談所が協力してリスク判断や支援策を協議する
- 居所が一定しない特定妊婦について、出産後の生活を考慮し、妊娠中から母子生活支援施設等に入所しても、出産前後で支援担当者の連続性が保たれる仕組みを検討する

⑥児童相談所・市区町村・母子生活支援施設の連携の在り方（事例4）

- 支援方針について市区町村と児童相談所は対等な関係で話し合いを持つ
- 児童相談所は知り得た情報の中に虐待リスクがあると判断した場合には、関係機関にその判断を積極的に助言する
- 児童相談所が権限を行使する場合、市町村からの情報や依頼であっても改めてアセスメントを実施し、援助の必要性、支援方針を決定する
- 母子生活支援施設入所時の援助の実施主体と管轄児童相談所が異なる場合は、支援方針や役割分担について、より一層、意識の共有や協議を行う
- 社会福祉施設入所者に対する虐待対応の在り方を検討する

5.【特集】「実母がDVを受けている」事例

近年の虐待死事例においてDVの課題を指摘されている事例があることを受け、心中以外の虐待死事例で、分析が可能であった第5～15次報告の587人について実母がDVを受けた経験について確認した。

その結果、「未記入」19人「不明」298人を除くと、実母がDVを受けた経験あり51人（18.9%）・経験なし219人（81.1%）であった。本特集では「実母がDVを受けている」事例と「実母がDVを受けていない」事例と比較し、その傾向を確認した。

（1）結果

各項目において構成割合が多かった項目を主に掲載 ※未記入・不明を除く。色の付いた項目は「実母がDVを受けていない」事例と比べ割合が大きいものを示す

項目	区分	DVなし	DVあり
① 死亡した子どもの死亡時の年齢	0歳	51.1%	45.1%
	1歳	13.2%	17.6%
	3歳	10.0%	9.8%
② 主たる加害者 (複数回答)	実母	77.6%	54.9%
	実父	23.3%	35.3%
	実母の交際相手	5.0%	25.5%
③ 養育者の世帯の状況	実父母	52.5%	49.0%
	一人親（未婚）	15.1%	15.7%
	内縁関係	4.6%	13.7%
	一人親（離婚）	13.7%	9.8%
④ 家庭の経済状況	非課税(所得割・均等割ともに)	14.6%	25.5%
	課税(年収500万円未満)	25.1%	23.5%
	生活保護世帯	11.4%	23.5%
⑤ 家庭の地域社会との接触状況	乏しい	23.3%	39.2%
	ほとんど無い	27.9%	35.3%
	ふつう	32.0%	17.6%
⑥ 家庭の親族との接触状況	ふつう	46.1%	37.3%
	乏しい	18.7%	31.4%
	ほとんど無い	11.0%	13.7%
⑦ 実母の年齢 (子ども死亡時)	20～24歳	23.3%	41.2%
	30～34歳	17.8%	19.6%
	25～29歳	21.9%	17.6%
⑧ 実母の10代での妊娠・出産の経験	経験あり	32.0%	60.8%
	経験なし	56.6%	29.4%

項目	区分	DVなし	DVあり
⑨ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等 高い依存性	なし	64.8%	51.0%
	あり	7.8%	23.5%
⑩ 虐待通告の有無	通告なし	72.6%	52.9%
	通告あり	27.4%	47.1%
⑪ 児童相談所の関与の状況	関与なし	41.1%	33.3%
	関与あり	16.0%	31.4%
⑫ 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況	関与あり	21.9%	37.3%
	関与なし	34.2%	27.5%
⑬ 確認された虐待の期間	～1か月以内	59.4%	45.1%
	6か月以上	10.0%	21.6%
	1か月～6か月以内	17.8%	19.6%
⑭ 子どもに対する加害の動機	しつけのつもり	10.0%	25.5%
	泣き止まないことに苛立つ	15.1%	17.6%
	その他	15.5%	13.7%
⑮ 養育者（実父）の心理的・精神的問題等			
衝動性	あり	8.7%	23.5%
	なし	36.1%	15.7%
攻撃性	あり	9.1%	27.5%
	なし	35.6%	15.7%
怒りのコントロール不全	あり	7.8%	27.5%
	なし	36.5%	11.8%
感情の起伏が激しい	あり	8.2%	25.5%
	なし	37.4%	21.6%

(2) 考察(実母にDVを受けた経験がある事例に関するもの)

- 全体の結果について、都道府県等に対する調査により把握した内容を見ると「実母がDVを受けている」経験が「不明」である事例が半数以上を占める。対象とした事例には日齢0日での死亡など、家庭の詳細な状況を把握することが難しい事例も含まれているが、子ども虐待に対応している関係機関がDVの情報を十分に把握できていない可能性も考えられる。
- このことから、今回の結果については「実母がDVを受けている」事例を全て把握できていない可能性もあるが、その経験の有無について判明している事例を比較すると、「DVあり」の事例について以下のことが言える。
 - 10代での妊娠・出産の経験のある実母が多く、未婚の一人親や内縁関係といった、子育てへの支援が必要と考えられる家庭が多い。
 - 地域社会や親族との接触は乏しい傾向にある。
 - 主たる加害者は、実父母を除くと実母の交際相手が多い。
 - 児童相談所や市区町村虐待対応部署のかかわりがある割合や、確認された虐待の期間が6か月以上の割合は「DVなし」の事例よりも多い。
 - 実母の高い依存性、実父や実父母以外の虐待者の衝動性・攻撃性・怒りのコントロール不全がみられる。
- DVのある家庭では、加害者により被害者が社会や親族から孤立させられてしまうことがある。実母がDVを受けている事例では、DVに加え、実母自身の社会経験の少なさやパートナーとの関係性等が相まって安定した家族関係を築くことに難しさを抱え、家族が社会や親族から孤立していった(孤立させられた)場合に、子ども虐待が深刻な結果になる場合が多いのではないかと考えられる。
- 子どもの安心・安全を第一とする児童福祉の関与において、家庭内におけるDV被害の積極的な調査やかかわりは困難を感じるかもしれない。しかし、DVがある家庭での子どもへの影響を念頭に、児童福祉の場面においても、DVがある家庭での家族の関係を包括したアセスメントや支援の実施を心がける必要がある。
- その際、DV被害者の「暴力がなくなったから」などの発言を根拠に「現在は暴力がなくなったので問題ない」といったアセスメントではなく、DVがある家庭における「支配者」と「被支配者」という関係性を念頭に対応する必要がある。
- 家族への支援においてDV加害者の情報を得ることも大切ではあるが、その行為が逆にDV被害者に更なる被害をもたらすこともあるという認識を持ち、子どもを守ると同時に、DV被害者を守るという視点を持ち支援することが必要である。
- 令和元年の児童福祉法等改正法では、児童虐待防止対策とDV対策との連携について法定化された。その趣旨を推進するため、関係機関がDVと子ども虐待の関係についての知識をもってアプローチをすること、その際、配偶者暴力相談支援センターなど、DV対応の知識や経験が豊富な関係機関と役割分担して対応する取り組みを進めることが必要である。
- 関係機関間の役割分担に際しては、要保護児童対策地域協議会等の活用が考えられるが、その際、既に要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に示されているとおり事案に対する主担当と、関係機関間で情報を共有すべき徴候などを、事前に申し合わせておくことも重要である。
- DV被害者は“自分が暴力を受けている”という関係性に気付いていない場合もあることから、子ども虐待に対応する機関においては、DVを受けている保護者に対して、子どもを守れていない状況があることを伝えていくとともに、関係機関との連携のもと、DVの加害者や被害者がその関係から回復していくためのエンパワメントについても検討してほしい。

1 虐待の発生予防及び早期発見

- ① 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化
 - ・ 予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討
 - ・ 若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報の発信
 - ・ 特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援
 - ・ 「子育て世代包括支援センター」の設置、アウトリーチ型支援の検討
- ② 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施
- ③ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援
- ④ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応
 - ・ 医療機関との連携及び関係機関と協働した支援
 - ・ 関係機関の精神疾患に関する知識と対応の充実
- ⑤ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発
 - ・ 不適切な養育や発達段階を考慮した子育てについての保護者への周知
 - ・ 関係機関への虐待に関する知識や責務についての周知

2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

- ① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化
 - ・ 関係機関間で見守る場合の見守り内容の明確化
 - ・ 要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用、役割分担の徹底
 - ・ 民間のサポート事業等も活用した支援
- ② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施
- ③ 不適切な養育につながる可能性がある事例に対する医療機関退院後の切れ目のない支援の実施

3 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・ 転居・転園（校）前後の具体的な情報の共有、転居・転園（校）を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくりの検討

4 母子生活支援施設入所中の対応と支援

- ・ 児童相談所による積極的な関係機関への助言・情報提供
- ・ 児童相談所、市区町村、母子生活支援施設の連携と、各機関の情報やアセスメントを尊重した支援方針の決定

5 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

- ① 多角的・客観的なアセスメントの実施
 - ・ 関係機関の情報を統合した家族全体のアセスメントの実施
 - ・ 子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応
- ② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

6 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上

- ① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化
 - ・ 弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークの実施
- ② 適切な対応につなげるための相談技術の向上
 - ・ DVと虐待に密接な関係があること等、対応に留意すべき点を念頭においた情報の収集
 - ・ 子ども虐待で対応すべき基本的な事項について適切な対応ができているか、改めて点検を実施
 - ・ 各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

7 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- ① 検証の積極的な実施
 - ・ 子どもに虐待を行った者の思いの積極的な聴取と支援策への活用
- ② 検証結果の虐待対応への活用

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

- ① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備
 - ・ 妊娠中からの母子生活支援施設等の活用や妊娠中から出産後まで連続性をもった支援の推進
 - ・ 予期しない妊娠／計画していない妊娠に対するアウトリーチ型支援等の推進
- ② 精神疾患等のある養育者等への相談・支援体制の強化
 - ・ 精神疾患等や家族支援に関する関係職員の知識を深める研修等の推進
- ③ 虐待の早期発見及び早期対応のための周知・啓発の推進
 - ・ 子どもへの体罰禁止の周知徹底と体罰によらない子育ての推進
 - ・ 乳幼児健康診査未受診者等への適切な取組の推進

2 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

- ・ 虐待対応とDV対応を包括した支援の推進

3 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・ ソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

- ・ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用を行うための支援

5 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設等入所中の支援体制の整備

- ・ 措置解除後を見越した継続支援や親子関係再構築の取組の促進
- ・ 母子生活支援施設等入所中に養育状況が不安定になった場合の関係機関間の連携の促進

6 医療機関退院後の継続支援の促進

- ・ 不適切な養育につながる可能性がある事例における退院後の切れ目ない支援の促進

7 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

- ・ 転居等における事例移管時の情報共有システム構築の推進

8 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・ 検証結果を活用した研修等の推進

9 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・ 子どもの保護及び支援にあたって子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの在り方を検討

第1次から第16次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をしても子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- 家族関係や家族構造に変化があった

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった
- 転居や家族関係の変化の把握ができていなかった

※子どもが低年齢・未就園である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第16次報告より追加した留意すべきポイント